

磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱

(目的)

**第1条** この告示は、市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び物品製造等（以下「公共工事等」という。）の適正な施行を確保するため、公共工事等から暴力団の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(入札からの排除)

**第2条** 市長は、磐田警察署長から「磐田市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」第6条第2項又は第7条の規定に基づき、入札参加資格者及び少額取引登録者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の回答又は通報を受けたときは、同表各号に定めるところにより期間を定めて、当該有資格業者を公共工事等の入札（以下「入札」という。）から排除するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札から排除する有資格業者を構成員に含む共同企業体を、当該指名排除の期間と同じ期間、入札から排除するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により排除の措置を受けた有資格業者若しくは共同企業体を現に指名しているとき又は一般競争入札の参加申請をしているときは、参加資格を取り消すものとする。

(排除措置の解除)

**第3条** 市長は、前条第1項又は第2項の規定（別表(1)又は(4)の措置要件に該当する場合に限る。）により入札から排除した有資格業者が当該別表の措置要件に該当しなくなった場合は、入札からの排除措置を解除するものとする。

(事案の審査と報告)

**第4条** 市長は、第2条第1項若しくは第2項の規定により入札からの排除をするとき又は前条の規定により排除措置を解除するときは、磐田市建設事業審査委員会規程（平成17年磐田市訓令第14号）第1条に規定する磐田市建設事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議に付すものとする。

- 2 審査委員会は、前項の規定により審査したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(排除措置等の通知)

**第5条** 契約担当課長は、第2条第1項若しくは第2項の規定により入札からの排除をしたとき又は第3条の規定により排除措置を解除したときは、速やかにその旨を記載した書面により、関係

各課長に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

**第6条** 市長は、公共工事等において、排除の措置期間中である有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

**第7条** 市長は、公共工事等について、排除の措置期間中である有資格業者に当該公共工事等の全部若しくは一部を下請けさせ、又は受託させることを承認してはならない。

2 市長は、公共工事等の全部若しくは一部を下請けさせ、又は受託させた有資格業者に排除の措置をしたときは、当該公共工事等の契約の相手方に対して、その者の変更を求めるものとする。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

**別表** (第2条関係)

措置要件	期間
(1) 有資格業者の役員等(個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者を、法人の場合は、役員又はその支店等の代表者を、その他の団体の場合は、法人等の役員と同様の責任を有する事務所の代表者をいう。以下同じ。)又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内 ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度指名排除の措置を行う。
(2) 有資格業者の役員等又は経営に実質的に関与している者が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用したとき。	当該認定をした日から2か月以上6か月以内

<p>(3) 有資格業者の役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。</p>	
<p>(4) 有資格業者の役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内 ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度指名排除の措置を行う。</p>